

第 6305 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 23日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ ソフトウェアの除却

Q : 使わなくなったソフトウェアは、どのような場合に損金算入することができますか？

A : 一定の場合に損金算入が認められます。

【解説】

ソフトウェアは、有形の減価償却資産と異なり、物理的な除却、廃棄や滅失等を明らかにすることが難しいことから、次のような場合にそのソフトウェアを今後事業の用に供しないことが明らかな事実があるときは、そのソフトウェアの帳簿価額(処分見込価額がある場合には、これを控除した残額)をその事実が生じた日の属する事業年度の損金の額に算入することができることとされています。

- ① 自社利用のソフトウェアについて、そのソフトウェアによるデータ処理の対象となる業務が廃止され、そのソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合、又はハードウェアやオペレーションシステムの変更等によって他のソフトウェアを利用することにより、従来のソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合
- ② 複写して販売するための原本となるソフトウェアについて、新製品の出現やバージョンアップ等により、今後、販売を行わないことが社内稟議書や販売流通業者への通知文書等で明らかな場合



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】